

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年3月3日(水)午後1時27分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

1番	村	田	正	己	
2番	山	口	吉	広	
3番	久	乗	清	和	
4番	上	田	幸	子	
5番	上	田	隆	健	
6番	中	村	日	出	美
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	石	塚	義	博	
10番	辻	村	忠	雄	
11番	南		和	弘	
12番	芳	川	清	志	
13番	林		勉		
14番	森		一	博	
15番	井	上	文	彦	
16番	神	原	均		
17番	内	田	孝	司	
18番	川	嶋	久	治	
19番	吉	田	武		
20番	林		吉	一	

(事務局長)

皆さま、こんにちは。それではただ今から、令和3年第3回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる2月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

1番 村田委員

7番 田中会長

18番 川嶋委員

19番 吉田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|--|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) | 2件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口)) | 1件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) | 6件 |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) | 16件 |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) | 2件 |

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。5番の上田隆健委員、それか

(会長)

ら 6 番の中村委員です。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元の議案書のほうに基づきまして進めてまいります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

それでは、議案第 1 号の案件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 5 番と 6 番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

該当地については、特に問題のないものと思われま
す。以上です。

(会長)

それでは、議案第 1 号受付番号 5 についてですね、まず事務局のほうから説明を願います。

(事務局)

議案第 1 号受付番号 5 につきましては議案書 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。こちら、議案書右側の備考欄にございますとおり、もともとこの譲受人の方が利用権設定されておった土地でございまして、この度、地主さんのほうから所有権移転を提案されたというふうにおうかがいしておるところでございます。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書につきましては、議案書次のページ、2 ページをご覧ください。記載のとおりとなっております。

なお、本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の 1 ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第1号受付番号5につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号5に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号6につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号6につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております、生前贈与の案件でございます。

また、農地法第3条調書につきましては、次のページ、議案書4ページをご覧ください。

本件所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号6につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。生前贈与ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号6に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予を受けられる方ですね、納税猶予(入口)を議題といたします。

それでは、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

該当地については、特に問題のないものと思われま
す。以上です。

(会長)

それでは議案第2号受付番号4について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号4につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書につきましては、議案書次のページの6ページをご覧ください。本件につきましては、相続人の方が引き続き農業経営を行うというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページと4ページ、2ページに渡っておりますが、こちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号4につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号4について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該

(会長)

当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

それでは続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予（出口）を議題といたします。

それでは議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

それでは議案第3号受付番号6番から11番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは議案第3号受付番号6について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号6につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページと6ページ、こちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号6につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号6について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして議案第3号受付番号7につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号7につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページから10ページ、7、8、9、10と多数のページに渡っておりますが、こちらをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号7につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号7について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号8について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号8につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の11ページと12ページ、こちらをご覧ください。会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号8につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号8について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号9について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号9につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号9について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号9について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号10について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号10につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページと15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号10につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。引き続き、納税猶予（出口）の部分の案件です。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号10について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号11につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号11につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号11につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号11について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号7から9については、●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いをいたします。議案審議終了後、入室をお願いをするものです。

(●●委員 午後1時44分 退席)

(会長)

それでは議案第4号受付番号7から受付番号9について、現地調査の報告を、お願いをいたします。

(●●●委員)

議案第4号受付番号7番から9番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

該当地につきましては、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

議案第4号受付番号7から受付番号9は、借手が同じ案件ですので、まとめて審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号7につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載の貸借
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真の17ページをご覧ください。

続きまして、受付番号8につきましては議案書次の
ページ、14ページをご覧ください。14ページ上の表
になっております。内容につきましては記載のとおり
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真の、次の18ページのほうの案件でございます。

続いて、受付番号9でございますが、議案書14ペ
ージの下の表のほうでございます。内容につきましては
記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、写真の19ページをご覧下
さい。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況
等及び基盤強化促進法第18条調書につきましては、
議案書15ページ、こちらをご覧ください。記載の内容
となっております。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第4号受付番号7から受付番号9について、3
件ありますけども、何かご意見ご質問はございませ
んか。

(会長)

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号7から受付番号9について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後1時47分 入室)

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号10から受付番号22について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号10から受付番号22の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは議案第4号まず受付番号10番ですね、10について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号10につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

また、農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書次のページ、17ページをご覧ください。

本件所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の20ページと21ページ、こちらをご覧ください

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号10について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号10について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号11から受付番号13は、借手が同じですので、まとめて審議をいたします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号11につきましては議案書18ページ上の表のほうをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の22ページの案件でございます。

次に、受付番号12についてでございますが、こちらは議案書18ページの下の方の表をご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の23ページの案件でございます。

最後にですね、受付番号13につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の、こちらは24ページと25ページ、2ページに渡っております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況や18条調書につきましては、議案書20ページに記載しておりますのでご覧ください。

(事務局)

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号11から受付番号13につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号11から受付番号13について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号14と受付番号15につきましては、これも借手が同じですのでまとめて審議をいたします。事務局から説明をお願いをいたします。

(事務局)

議案第4号受付番号14につきましては議案書21ページの上の表のほうをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の26ページの案件でございます。

次に、受付番号15でございますが、こちらは議案書21ページの下の方のほうをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の27ページの案件でございます。

また、農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書22ページに記載しておりますので、そちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号14と受付番号15の2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号14と受付番号15について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、資料の23ページですね。議案第4号受付番号16について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号16につきましては議案書23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

また、農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書次のページの24ページをご覧ください。

本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の28ページの案件でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号16につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号16について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

それでは続きまして、議案第4号受付番号17と受付番号18は、これは2件ございますが、借手が同じですので、まとめて審議をいたします。まず事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号17につきましては議案書25ページの上の表のほうをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真29ページの案件でございます。

次に、受付番号18でございますが、こちらは議案書25ページの下の方のほうをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の30ページをご覧ください。この案件でございます。

農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書26ページにお付けしておりますので、こちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号17と受付番号18について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号17と受付番号18について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号19について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号19につきましては議案書27ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

また、農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書次のページ、28ページをご覧ください。

本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の31ページの案件でございます。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号19について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号19について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号20と受付番号21、2件ですが、借手が同じですのでまとめて審議をいたします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号20につきましては議案書29ページの上の表のほうをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の32ページの案件でございます。

次に、受付番号21につきましては議案書29ページの下の方でございまして、内容につきましては記載のとおりとなっております。

本件所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真33ページをご覧ください。こちらの案件でござ

(事務局)

います。

農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書30ページにお付けしておりますので、そちらをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号20と受付番号21につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号20と受付番号21について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号22について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号22につきましては議案書31ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書次のページの32ページに記載しております。そちらをご覧ください。

本件所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の34ページの案件でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号22について、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号22について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権の移転ですね、を議題といたします。

それでは、議案第5号の案件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号3と受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは議案第5号受付番号3と受付番号4につきましては関連する内容ですので、まとめて審議をいたします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号3につきましては議案書33ページの上の表のほうをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。地主からですね、農地中間管理機構でございます京都府農業会議が買う内容となっております。本件の受付番号3と受付番号4につきましては、中間管理機構が行う農地売買支援事業を使った農地の所有権移転でございます。

次にですね、受付番号4につきましては議案書33ページの下

(事務局)

議から担い手農家であります●●●さんのほうに所有権を移転するという内容となっておりますのでございます。

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書次のページの34ページに記載しておりますので、そちらをご覧ください。

本件の所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真35ページに記載しておりますので、こちらもお覧になって審議をよろしく申し上げます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号3と受付番号4につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号3と受付番号4について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日予定をしておりました審議は全て終わりたいと思います。

午後2時2分 終了
